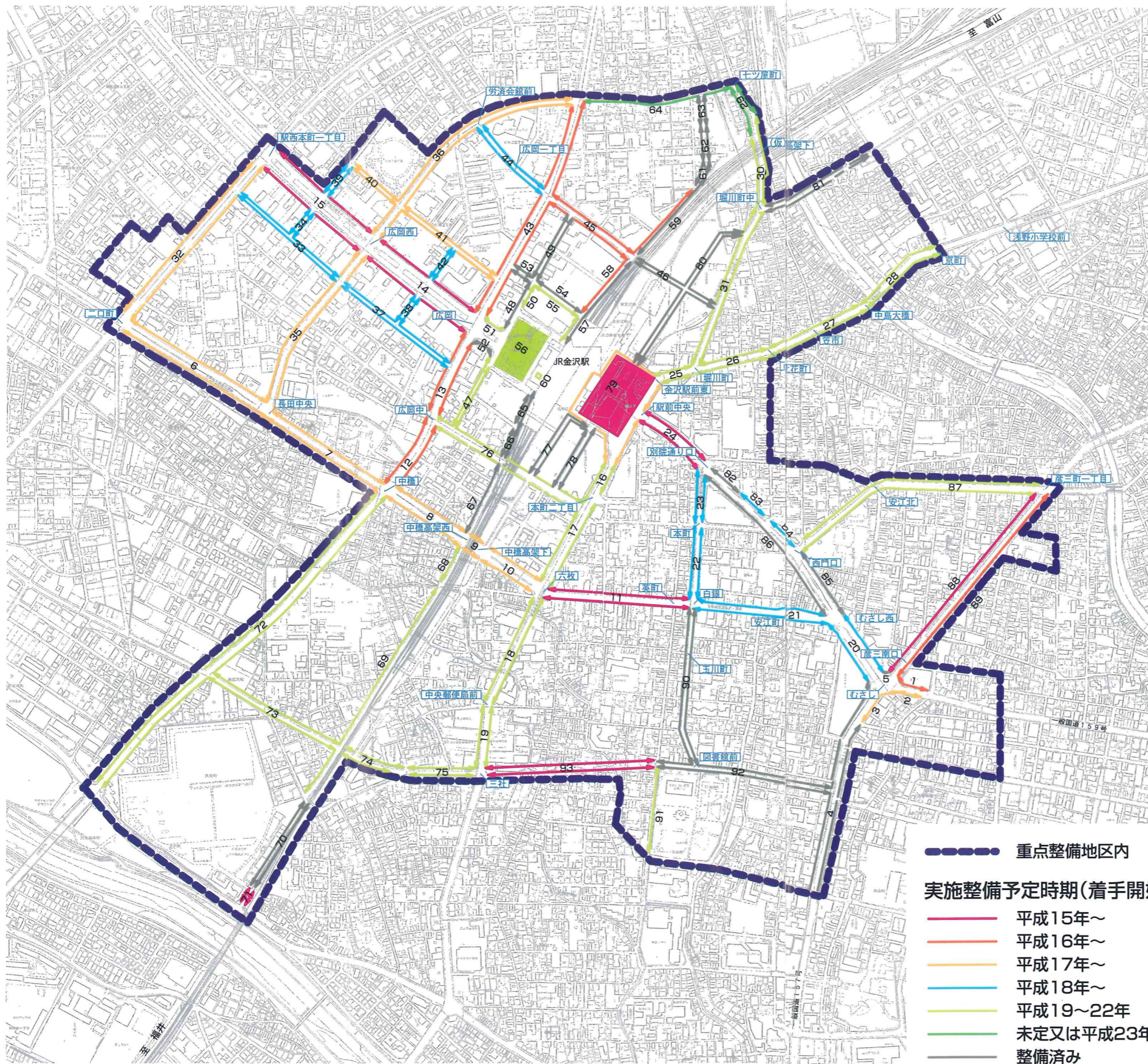


金沢市交通バリアフリー 道路特定事業計画



金沢市交通バリアフリー道路特定事業計画図(JR金沢駅周辺地区)



路線	位置	主な整備項目	
国道	1	視覚障害者用誘導ブロックの敷設・改良	
	2	既設道路の改良・歩道無散水消雪	
	3	既設道路の改良・アーケード	
	6	既設道路の改良	
	7	既設道路の改良	
	8	既設道路の改良	
	9	既設道路の改良	
	10	既設道路の改良	
	11	既設道路の改良	
	12	既設道路の改良	
	13	既設道路の改良	
	14	既設道路の改良・エレベーター等整備	
	15	既設道路の改良	
	県道	16	視覚障害者用誘導ブロックの敷設・改良
		17	視覚障害者用誘導ブロックの敷設・改良
18		視覚障害者用誘導ブロックの敷設・改良	
19		視覚障害者用誘導ブロックの敷設・改良	
20		防雪施設の整備	
21		既設道路の改良	
22		既設道路の改良	
23		視覚障害者用誘導ブロックの敷設・改良	
24		既設道路の改良	
25		視覚障害者用誘導ブロックの敷設・改良	
26		視覚障害者用誘導ブロックの敷設・改良	
27		視覚障害者用誘導ブロックの敷設・改良	
28		既設道路の改良	
29		歩道の 신설	
30		既設道路の改良	
31		既設道路の改良	
32		既設道路の改良	
33		既設道路の改良	
34		視覚障害者用誘導ブロックの敷設・改良	
35		既設道路の改良	
36		既設道路の改良	
37		既設道路の改良	
38		視覚障害者用誘導ブロックの敷設・改良	
39		視覚障害者用誘導ブロックの敷設・改良	
40		既設道路の改良	
41		既設道路の改良	
42		視覚障害者用誘導ブロックの敷設・改良	
43		既設道路の改良	
44	既設道路の改良		
45	既設道路の改良		
47	既設道路の改良		
50	駅前広場等整備		
51	駅前広場等整備		
55	駅前広場等整備		
56	駅前広場等整備		
58	既設道路の改良		
60	駅前広場等整備		
64	歩道の 신설		
68	既設道路の改良		
69	既設道路の改良		
71	既設道路の改良		
72	既設道路の改良		
73	既設道路の改良		
74	既設道路の改良		
75	既設道路の改良		
76	既設道路の改良		
79	駅前広場等整備		
83	既設道路の改良		
84	既設道路の改良		
87	既設道路の改良		
88	既設道路の改良		
89	既設道路の改良		
91	既設道路の改良		
93	歩道の 신설		

※整備済み区間は除く

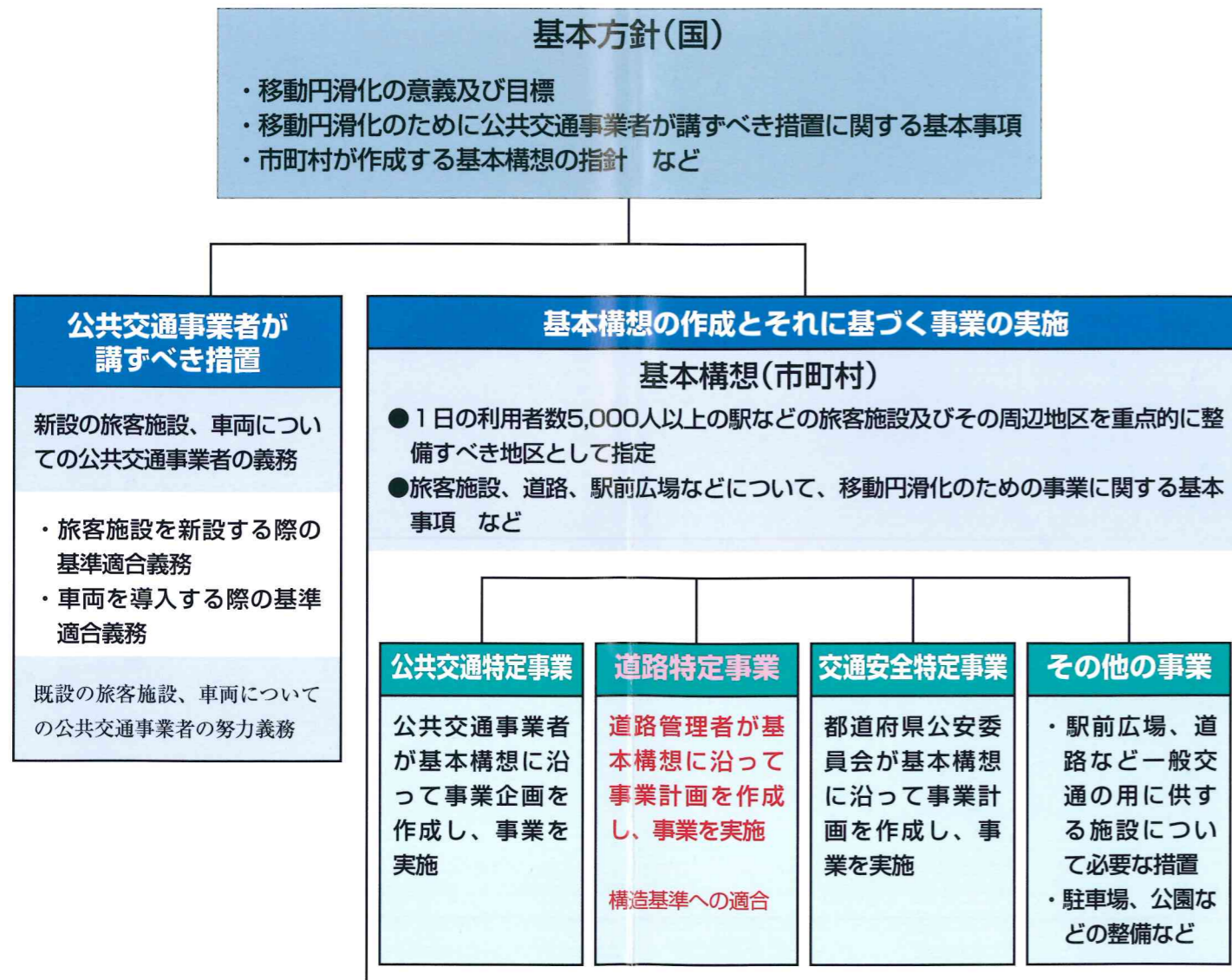
道路特定事業計画の策定

平成12年5月17日、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化に関する法律」（通称「交通バリアフリー法」）が公布され、同年11月15日に施行されました。これを受け、平成14年3月28日に「金沢市交通バリアフリー基本構想」が策定されました。

道路特定事業計画は、基本構想に盛り込まれた内容を実施するため作成したものです。

- 計画対象地区（重点整備地区）は、JR金沢駅及びJR西金沢駅から徒歩圏（概ね500m～1km）内の範囲で、かつ高齢者や身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁・福祉施設その他の施設を含む地区です。
- 本計画は、重点整備地区内の特定経路について、バリアフリー基準に適合した整備を行うため、事業を実施する道路の区間、内容、予定期間等を定めたものです。
- 目標年次は、基本構想にのっとり平成22年（2010年）とします。なお、他の計画に基づき実施予定の区間や長期的な整備が予想される区間は除きます。
- また、他の計画等と整合を図る必要があることから、今後、関係機関との調整により変更となることもあります。

道路特定事業計画の位置づけ



道路のバリアフリー化に向けての基本方針

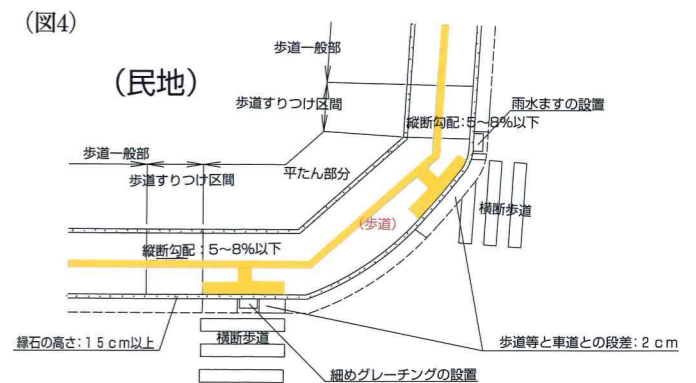
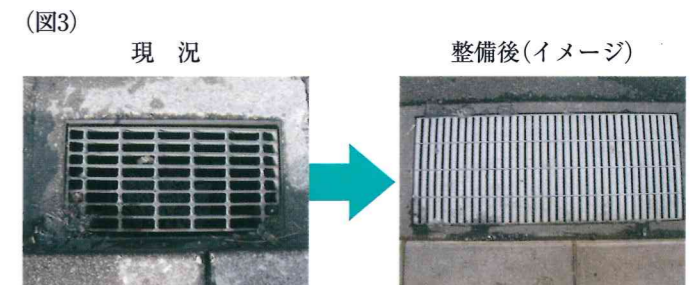
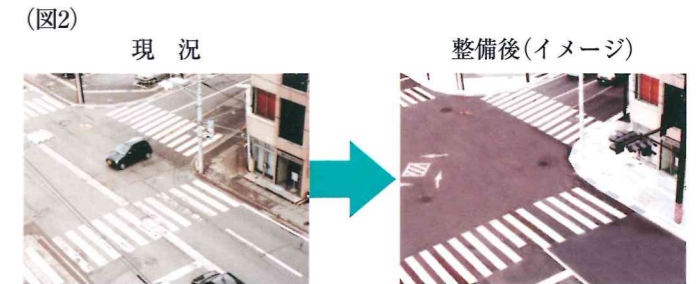
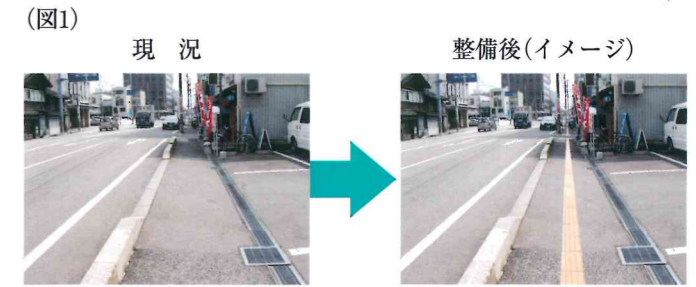
(1)バリアフリー化整備の方針(ハード面)

重点整備地区内のバリアフリー化整備については、高齢者、身体障害者等が利用しやすい歩行空間を形成するために、現状を考慮の上、以下の整備を行います。

- ◆歩行空間ネットワークの形成
重点整備地区内に特定経路及び歩行者ネットワーク経路を設定することにより安全性・利便性の高い歩行空間を連続して確保します。
- ◆視覚障害者用誘導ブロックの敷設・改良(図1)
黄色を基本として統一した仕様の視覚障害者用誘導ブロックを連続して整備します。
また、誘導ブロックの輝度比を2.0程度確保し、視覚障害者用誘導ブロックの存在が明確にわかるように整備します。
- ◆歩道の舗装整備
透水性舗装を基本として、平坦で、滑りにくい舗装とします。
また、舗装は、誘導ブロックとの識別が容易な色彩とします。
- ◆有効幅員の確保(図2)
特定経路の歩道は、有効幅員2mを連続的に確保します。
- ◆側溝のふたの改善(図3)
白杖や車椅子使用者等を考慮し、障害(バリア)になるものは、すき間が細めのふたに改善します。
- ◆歩道巻込み部の改善(図4)
横断こう配及びすりつけこう配は移動円滑化整備ガイドラインにのっとり構造とし、巻込み部の歩車道境界の段差は、2cmを標準としますが、現状を考慮に入れて整備します。
- ◆冬期バリアフリーの確保
冬期においても、安全で快適な歩行空間を確保するための整備をすすめます。

(2)バリアフリー化整備の方針(ソフト面)

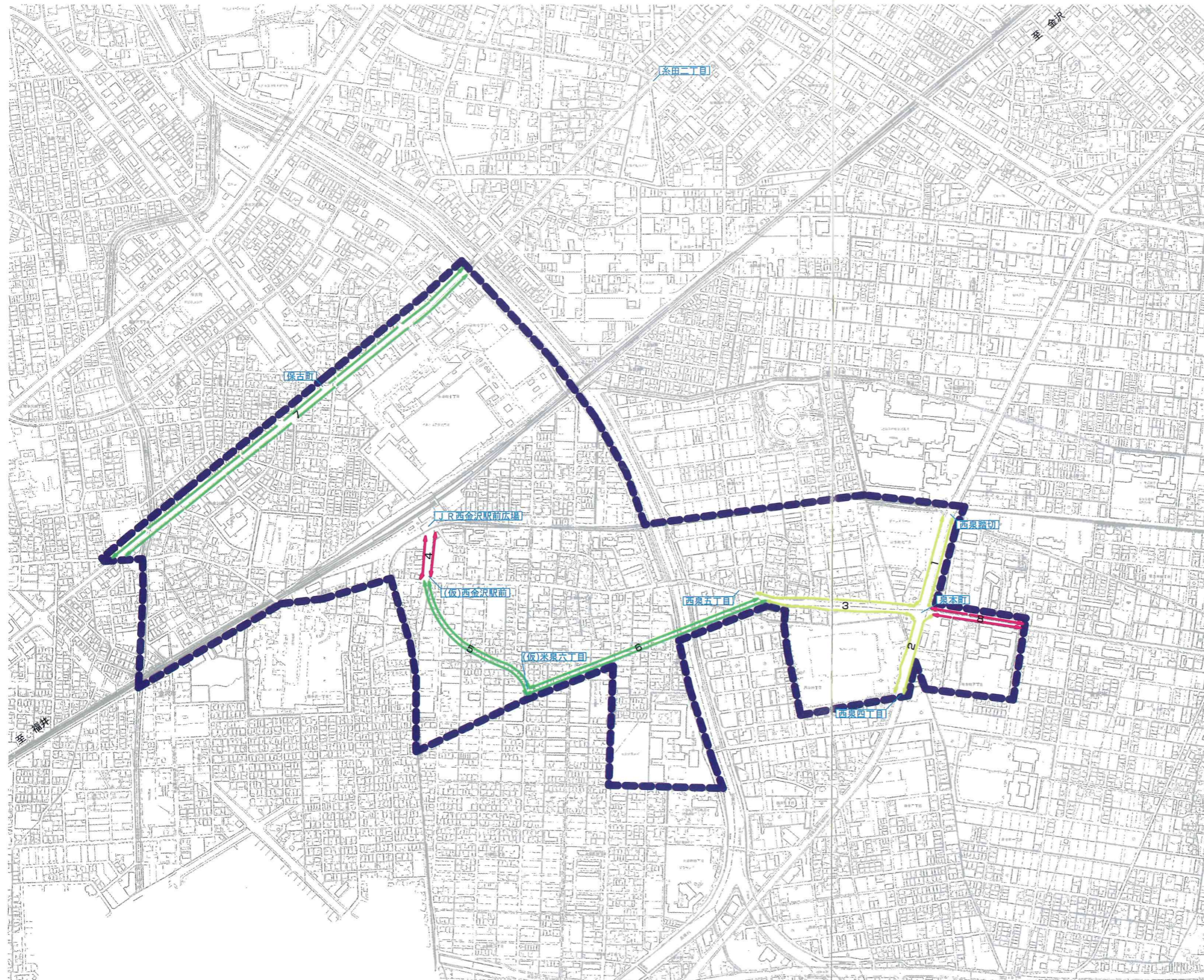
- ・放置自転車対策について
放置自転車の多い区域には、駐輪場の整備や拡大に努め、併せて自転車の放置禁止区域に指定します。
また、放置自転車の多い場所には駐輪禁止の看板を設置するなど周知に努めます。
- ・違法駐車対策について
歩道に乗り上げて駐車する車両などがなくなるようマナーやモラルの向上に努めます。
- ・商店等の陳列対策について
歩道上への商品の陳列や広告看板について、撤去等の指導に努めます。



放置自転車の現状



金沢市交通バリアフリー道路特定事業計画図(JR西金沢駅周辺地区)



路線	位置	主な整備項目
県道	1	既設道路の改良
	2	既設道路の改良
	3	既設道路の改良
	4	既設道路の改良
計画	5	歩道の新設
	6	歩道の新設
市道	7	既設道路の改良
	8	歩道の新設

NO.5・6は、整備予定時期は未定であるが、「金沢市都市道路整備プログラム」において、優先的な整備予定路線である。

JR西金沢駅前広場については、北陸新幹線の整備動向が不明確なことから、段階的に整備する。

- 重点整備地区内
- 実施整備予定時期(着手開始時期)
- 平成15年～
- 平成16年～
- 平成17年～
- 平成18年～
- 平成19～22年
- 未定又は平成23年以降
- 整備済み

●問合せ先

【金沢市交通バリアフリー基本構想】についての問い合わせは

- 金沢市 都市政策部 交通政策課
〒920-8577
金沢市広坂1-1-1 076-220-2038

道路計画に関する問い合わせは

- 国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 交通対策課
〒920-8648
金沢市西念4丁目23番5号 076-264-8800(代)
- 石川県 土木部 道路整備課
〒920-8580
金沢市鞍月1丁目1番地 076-225-1726
- 石川県 土木部 県央土木総合事務所 維持管理課
〒921-8042
金沢市泉本町6丁目34 076-241-8203
- 金沢市 土木部 生活道路整備課
〒920-8577
金沢市広坂1-1-1 076-220-2321

上記については、以下のホームページで見ることができます。

金沢市

いいねっと 金沢

<http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/>

リンク集として以下のホームページでも見ることができます。

国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所
<http://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawa/>

石川県

<http://www.pref.ishikawa.jp/>